

伊那市横断歩道橋 長寿命化修繕計画



平成31年3月
伊那市

目 次

1. 長寿命化修繕計画の背景と目的	P. 1
2. 長寿命化修繕計画の対象横断歩道橋	P. 2
3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針	P. 3
4. 長寿命化及び修繕に係わる費用の縮減に関する基本的な方針	P. 3
5. 山寺横断歩道橋の点検・修繕時期計画	P. 4

1. 長寿命化修繕計画策定の背景と目的

【 背景 】

伊那市が管理する横断歩道橋は、山寺横断歩道橋1橋があり、2003年架設から16年経過している。

横断歩道橋においては、利用者への安心安全な使用を提供するため、限られた財源の中で、効率的かつ効果的な維持管理の実施により長期間健全性を保つことが求められている。

【 目的 】

山寺横断歩道橋は、市指定緊急輸送路（市道伊那北与地線）を跨ぎ、また小中学校の通学路としても利用されている重要な施設であり、大規模補修・全面改修する場合には、次のような影響が考えられる。

- ・通学、市民生活、及び緊急輸送路確保の観点より、安心・安全等への影響。
- ・工事コスト増大による財源確保が困難。

平成30年の定期点検においても予防保全段階である点検結果となっている。これらのことから維持管理手法として、従来の対症療法型維持管理（事後保全）から新たな予防保全型維持管理（予防保全）への転換を図る必要がある。

予防保全により、施設の総合的な維持管理コストの縮減と長寿命化、社会的損失の回避・抑制を図ることができることから、この考えを取り入れた横断歩道橋長寿命化修繕計画を策定し、持続可能な維持管理の推進によって利用者の安心・安全な道路交通を確保することを目的とする。

2. 長寿命化修繕計画の対象横断歩道橋

【 計画対象横断歩道橋数 】

伊那市が管理する山寺横断歩道橋 1 橋について計画策定を行う。

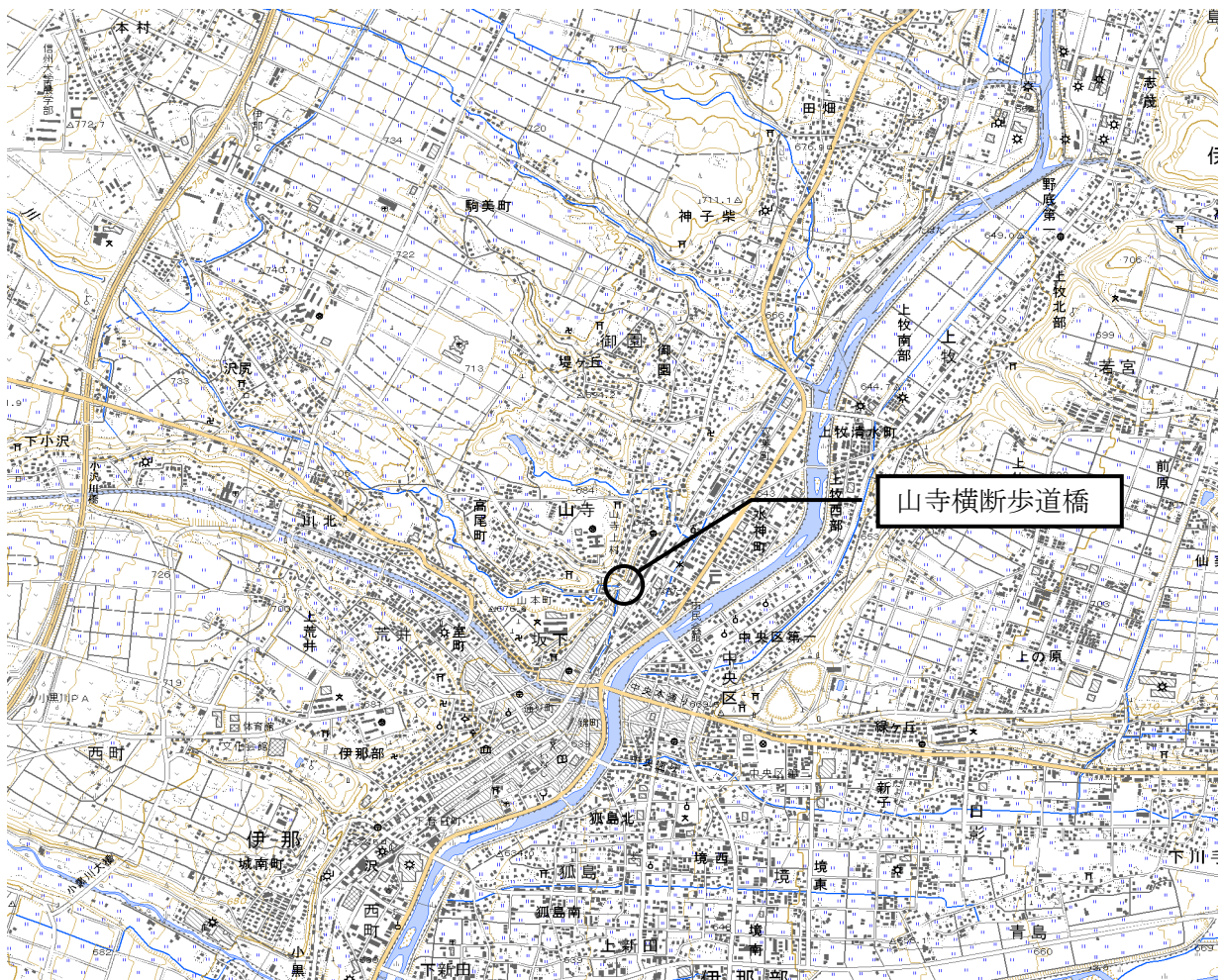
【 橋梁の構成 】

横断歩道橋名	橋長	幅員	構造形式	架設年次	所在地	備考
山寺横断歩道橋	17.75m	1.5m	鋼床版箱桁橋	2003年	伊那市山寺	

補修履歴

- ・平成27年度；階段部弾性舗装の剥離箇所の補修工事

山寺横断歩道橋位置図



3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

【 健全度の把握 】

健全度の把握については、「横断歩道橋定期点検要領（平成26年6月）国土交通省道路局」により5年に1回の定期点検を実施し、横断歩道橋の損傷を早期に確認するとともに、部材毎の健全性の診断し、健全度を把握する。

【 日常的な維持管理に関する基本方針 】

横断歩道橋を良好な状態に保つため、点検・調査・清掃などの実施を行う。

①日常点検

- ・巡回等により交通安全性を著しく損なう恐れがある損傷の確認。
- ・構造的損傷（腐食、亀裂、ゆるみ・脱落など）の恐れがある変状が確認された場合は、詳細点検を実施し、対処を行う。

②維持管理の徹底

- ・階段部の蹴上げと橋台において、雨水浸入による表面弾性舗装の剥離やコンクリートのひび割れ・剥離が見られるため、水溜り除去等定期的な点検と清掃が必要である。
- ・高欄（手すり）や照明施設等のボルトのゆるみ確認、排水施設清掃等の定期的な点検が必要である。

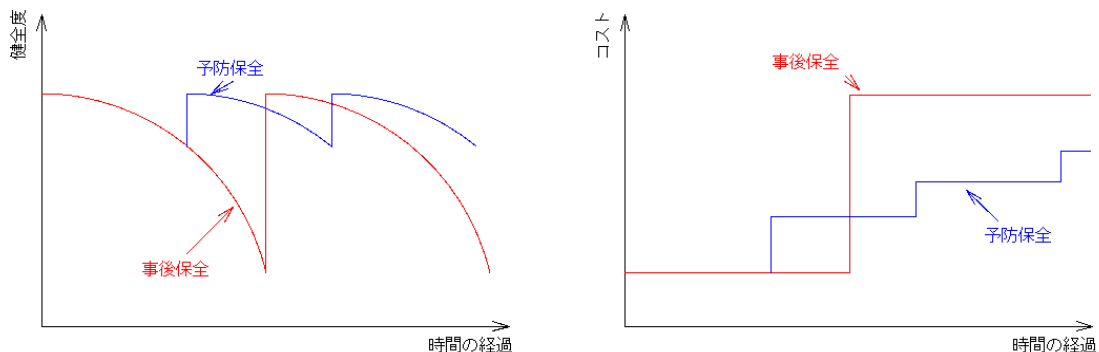
4. 長寿命化及び修繕に係わる費用の縮減に関する基本的な方針

【 修繕方針 】

定期的な健全性の把握及び日常的な維持管理の実施に加え、これまでの事後保全型維持管理から、予防保全型維持管理への転換を図り、横断歩道橋の長寿命化及び修繕・補修に係るコスト縮減を図る。

【 計画期間 】

修繕計画期間は10年間とする。今後の点検結果等を踏まえ、5年を目途に計画を更新する。



予防保全と事後保全のイメージ

5. 山寺横断歩道橋の点検・修繕時期計画

表 山寺横断歩道橋の点検・修繕時期計画

年度	H30	H31									
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
点検 ※点検結果	定期点検 Ⅱ					定期点検					定期点検
調査							階段部 調査				上部・下部 再塗装検討
工事								階段部防 錆・コンクリート 補修 C=4,000千円			
日常維持 管理	ボルト等 ゆるみ確認 排水桝清掃	ボルト等 ゆるみ確認 排水桝清掃	ボルト等 ゆるみ確認 排水桝清掃	ボルト等 ゆるみ確認 排水桝清掃	ボルト等 ゆるみ確認 排水桝清掃	ボルト等 ゆるみ確認 排水桝清掃	ボルト等 ゆるみ確認 排水桝清掃	ボルト等 ゆるみ確認 排水桝清掃	ボルト等 ゆるみ確認 排水桝清掃	ボルト等 ゆるみ確認 排水桝清掃	ボルト等 ゆるみ確認 排水桝清掃

※点検結果 健全性の診断区分

健全性の区分		状 況
I	健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

